

自己査定（別表１）（資産査定管理態勢の確認検査用チェックリスト）新旧対照表

別紙２－２

自己査定（別表１）

（改定前）				（改定後）			
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
1. 債 権 の 分類方法	(略)	(略)	(略)	1. 債 権 の 分類方法	(略)	(略)	(略)
(1) 基本的 な考え方	(略)	(略)	(略)	(1) 基本的 な考え方	(略)	(略)	(略)
(2) 信用格 付	債務者の財務内容、格付機関によ る格付、信用調査機関の情報などに 基づき、債務者の信用リスクの程度 に応じて信用格付を行う。また、信 用格付は、次に定める債務者区分と 整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合 には、信用格付が、債務者の財務 内容、格付機関の格付、信用調査 機関の情報などに基づき、合理的 な格付となっているか、信用格付 と債務者区分の概念とが整合性 のとれたものとなっているかを 検証する。 また、被検査金融機関内部のデ ータに基づき信用格付を行って いる場合は、当該データの信頼性 及び標本数が十分であるかを検 証する。当該データが不十分と認 められる場合には、外部の信用調 査機関等のデータをもって補完 されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後 の見通し、格付機関による当該債 務者の格付の見直し、市場等にお ける当該債務者の評価などに基づ き、必要な見直しが定期的かつ 必要に応じて行われるとともに、 信用格付の正確性が監査部門に より検証されているかを検証す る。	(注)「格付機関」 とは、「企業内 容等の開示に 関する内閣府 令第9条の4 第4項第1号 ホに規定する 格付機関及び 格付を指定す る件」による 格付機関をい う。以下同じ。	(2) 信用格 付	債務者の財務内容、格付機関によ る格付、信用調査機関の情報などに 基づき、債務者の信用リスクの程度 に応じて信用格付を行う。また、信 用格付は、次に定める債務者区分と 整合的でなければならない。	信用格付が行われている場合 には、信用格付が、債務者の財務 内容、格付機関の格付、信用調査 機関の情報などに基づき、合理的 な格付となっているか、信用格付 と債務者区分の概念とが整合性 のとれたものとなっているかを 検証する。 また、被検査金融機関内部のデ ータに基づき信用格付を行って いる場合は、当該データの信頼性 及び標本数が十分であるかを検 証する。当該データが不十分と認 められる場合には、外部の信用調 査機関等のデータをもって補完 されているかを検証する。 さらに、債務者の業況及び今後 の見通し、格付機関による当該債 務者の格付の見直し、市場等にお ける当該債務者の評価などに基づ き、必要な見直しが定期的かつ 必要に応じて行われるとともに、 信用格付の正確性が監査部門に より検証されているかを検証す る。	(注)「格付機関」 とは、「企業内 容等の開示に 関する内閣府 令第1条第1 3号の2に規 定する格付機 関を指定する 件」による格 付機関をい う。以下同じ。
(3) 債務者 区分	(略)	(略)	(注) (略)	(3) 債務者 区分	(略)	(略)	(注) (略)

(改定前)				(改定後)			
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
～⑤	(略)	(略)	(略)	①～⑤	(略)	(略)	(略)
(4) 担保による調整	(略)	(略)	(略)	(4) 担保による調整	(略)	(略)	(略)
(5) 保証等による調整等	(略)	(略)	(略)	(5) 保証等による調整等	(略)	(略)	(略)
優良保証等	イ. ～ロ. (略) ハ. <u>住宅金融公庫</u> の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険、等をいう。	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ. ～ロ. (略) ハ.		優良保証等	イ. ～ロ. (略) ハ. <u>住宅金融支援機構</u> の「住宅融資保険」などの公的保険のほか、民間保険会社の「住宅ローン保証保険」などの保険、等をいう。	左記に掲げる保証が優良保証とされているかを検証する。 イ. ～ロ. (略) ハ. (略)	
②～③	(略)	(略)		②～③	(略)	(略)	
(6)～(12)	(略)	(略)		(6)～(12)	(略)	(略)	
2 ～ 4	(略)	(略)		2 ～ 4	(略)	(略)	